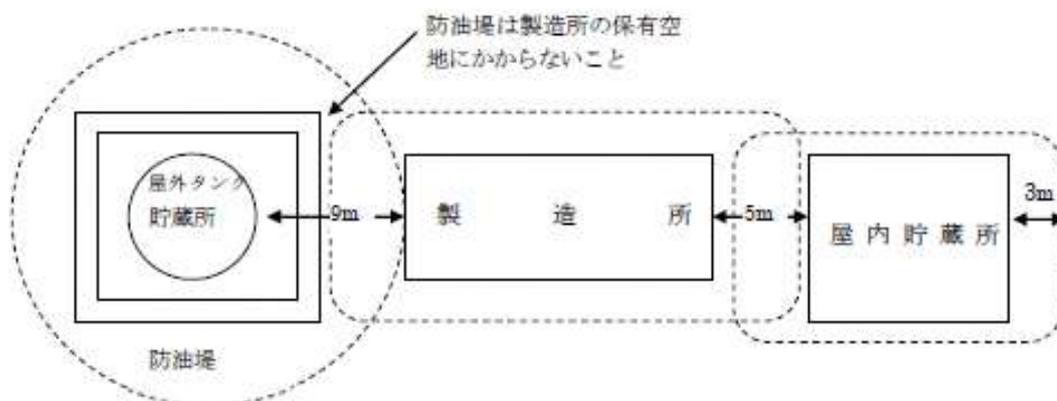


【別記3 保有空地】

(危政令第9条第1項第2号)

- (1) 保有空地は、事業所敷地内で保有するものとする。ただし、保有空地について所有権又は借地権が取得できない場合、契約を締結することにより、法律上空地状態の継続が担保されれば足りる。(昭和37年4月6日自消内予発第44号質疑)
- (2) 保有空地の設定等については、次によること。(◆)
 - ア 保有空地は、危険物を取り扱う建築物その他の工作物(荷役用ビームを含む。)の周囲に連続して設けるものとする。(◆)
 - イ 屋外の工作物と危険物流出防止のための囲い等の距離が相当開いている(概ね2m以上。)場合の保有空地は、当該囲い等から測定すること。ただし、ローリー充填所、屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の屋外に設置するポンプ設備等で、周囲の状況により安全性が確保されるものにあつては、充填口又は注入口(架構又は作業架台等を含む)その他地上に固定された機器・設備等の先端をもって、その起算点とすることができる。(◆)
 - ウ 外壁面から突出している建築物の屋根又はひさしの長さが1mを超えるものについては、当該屋根又はひさしの先端を起算点とすること。ただし、周囲の状況により消防活動上支障がなく、かつ、延焼のおそれがないと認める場合はこの限りでない。(◆)
- (3) 同一敷地内に二以上の製造所等を隣接して設置する場合は、その相互間の保有空地はそれぞれがとるべき空地のうち大なる空地の幅を保有することをもって足りるものとする。(◆)



- (4) 保有空地の状態は、堅固で平坦なものとし、かつ、地盤面及び上空の部分には、原則として物件が存在しないものであること。(◆)

- (5) 消火設備、照明設備、石災法に規定する特定防災施設その他当該製造所等の保安用設備及び不燃性の基礎、防油堤等で地上高0.5m未満のもの並びに深さ0.5m未満の側溝等で、消防活動上支障がないと認められるものについては、保有空地内に設けることができる。(◆)
- (6) 危政令第9条第1項第2号に規定する「その他これに準ずる工作物」とは、当該施設に係る次のものとする。(◆)
- ア ベルトコンベアー等
 - イ 消火配管
 - ウ 散水配管
 - エ 冷却又は加熱用配管その他ユーティリティ配管
 - オ 電気設備用配管
- (7) 危険物を移送する配管、その他これに準ずる工作物を設けるときは、保有空地としての目的を妨げない位置とする。(◆)
- (8) 保有空地内を他の施設の配管が通過することについて
- 石災法第2条第2項に規定する石油コンビナート等特別防災区域に設置される製造所及び一般取扱所において、次のア及びイのいずれにも適合している場合には、危政令第23条を適用し、保有空地に他の施設の配管を通過させることを認めて差し支えない。(平成13年3月29日消防危第40号通知)
- ア 消防活動等に支障がないと認められる場合
- (ア) 他の施設の配管が、配管架台に整理して設置されていること。
 - (イ) 他の施設の配管が設置される配管架台は、次の(ア)及び(イ)に適合するものであること。
 - a 消防活動等に支障となる位置に設けられていない(配管架台の支柱、ブレース(筋交い)等の位置が消防活動の支障とならないよう考慮して設置されている場合等。)こと。
 - b 危規則第13条の5第2号(ただし書きを除く。)に定める措置又は同等以上と認められる措置(散水設備を設ける場合等。)が講じられていること。なお、「耐火性能」については、製造所の例、「散水設備」については、「散水設備」によること。
 - (ウ) 他の施設の配管の流体は、次のaからcのものと接触した場合において、危険な反応を起こさないものであること。
 - a 当該製造所又は一般取扱所において貯蔵し、又は取り扱う物質

- b 当該製造所又は一般取扱所に適用する消火剤
 - c 保有空地内に存する配管の流体
- イ 他の施設の配管が、万一当該製造所又は一般取扱所の災害により破損した場合において、当該他の施設に火災又は爆発等の悪影響を与えない（当該配管の破損に伴う関連施設の安全停止等の対策が講じられている場合等。）と判断できる場合
- (9) 危政令第9条第1項第2号ただし書きに規定する防火上有効な隔壁は、次によること。(◆)
- ア 隔壁は耐火構造であること。
- イ 隔壁に開口部を設ける場合は、必要最小限度の大きさとし、自動閉鎖の特定防火設備（温度ヒューズ付き等特定防火設備を含む。）等延焼防止上有効な措置が講じられていること。
- (ア) 自動閉鎖の特定防火設備とは、常時閉鎖状態を保持するもので、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するものをいう。
- (イ) 温度ヒューズ付き等特定防火設備とは、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に、温度ヒューズ、煙感知器、熱感知器又は熱煙複合式感知器と連動して自動的に閉鎖するものをいう。
- ウ 「隔壁に配管又はダクトを貫通させる場合」については、「耐火構造の壁又は床の区画を貫通する配管の施工方法（平成7年3月31日消防予第53号通知、平成19年10月5日消防予第344号通知）」によること。
- (ア) 配管を使用する場合
配管が貫通している部分及び1 m以上の範囲は、下記2に掲げる配管等とすること。
- (イ) 配管の種類
配管材料については、製造所の例によること（本編第3章第2節第1製造所『審査指針20』1のただし書き以降の材料を除く）。(*)
- (ウ) 配管の用途等
- a 配管の用途は、製造所等の作業工程上必要不可欠な配管とする。(*)
 - b 一の配管の外径は、必要最小限とすること。(*)
 - c 配管を貫通させるために設ける穴が仕様配管の外径に100 mmを加えた直径以下となる工法であること。なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、当該貫通穴の円に相当する面積以下であること。(*)

- (工) 配管を貫通させるために設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通させるために設ける穴の直径の大なる方の距離(当該直径が 200 mm 以下の場合にあっては、200 mm) 以上であること。
- (オ) 配管の耐火性能は、当該貫通する区画に求められる耐火性能時間以上であること。

エ 貫通部の処理

- (ア) セメントモルタルによる方法
 - a 日本建築学会建築工事標準仕様書(JASS) 15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りする。
 - b 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填する。
 - c セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除く。
 - (イ) ロックウールによる方法
 - a JIS A 9504(人造鉱物繊維保温材)に規定するロックウール保温材(充填密度 150kg/m³ 以上のものに限る。)又はロックウール繊維(密度 150kg/m³ 以上のものに限る。)を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで間隙を充填する。
 - b ロックウール充填後、25mm以上のケイ酸カルシウム板又は0.5mm以上の鋼板を床又は壁と50mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定する。
- (10) 防油堤内に保有空地を設けることは、必ずしも必要でない。(昭和37年4月6日自消丙予発第44号質疑)
 - (11) 屋外貯蔵タンク相互間の空地のただし書き規定については、同一敷地内に隣接するタンク相互間の空地の緩和だけをいい、タンク周囲全部の空地の緩和は適用されない。(昭和39年5月18日自消丙予発第41号質疑)
 - (12) 屋外貯蔵タンクの保有空地内に、当該タンクに貯蔵中の危険物を移動貯蔵タンクに充填するための一般取扱所を設置することについて、危政令第23条の規定を適用すべきでない。(昭和40年10月22日自消丙予発第167号質疑、昭和44年7月17日消防予第194号質疑)
 - (13) 「屋外タンク貯蔵所の規制に関する運用基準等について」(旧法タンクにおける保有空地の緩和)(昭和51年1月16日消防予第4号通知、昭和51年7月8日

消防危第 22 号通知) 昭和 51 年 6 月 16 日 (改正政令) 以前の既設の屋外タンク貯蔵所のうち、容量が 10,000kL 未満のものについては、従前の例によるものとされ、容量が 10,000kL 以上のものについては、昭和 56 年 6 月 30 日までの間において、冷却散水設備 (昭和 51 年 1 月 16 日消防予第 4 号通知、昭和 52 年 4 月 28 日消防危第 75 号通知、昭和 55 年 7 月 1 日消防危第 80 号通知) を設ける等により、なお、従前の例によるものとされた。

(14) 屋外タンク貯蔵所の保有空地内をバレーコート、テニスコート (バックネット、コートネットは、使用後はその都度取り外す。) に利用することは、認められない。
(昭和 51 年 7 月 12 日消防危第 23-11 号質疑)

(15) 既設屋外タンク貯蔵所の保有空地内に、一般高圧ガス保安規則第 1 2 条第 6 号の 2 に規定する防液堤を設置することは認められない。(昭和 52 年 9 月 9 日消防危第 136 号質疑)

(16) 保有空地内に植栽 (平成 8 年 2 月 13 日消防危第 27 号)

ア 保有空地内における植栽については、保有空地内に植栽できる植物は、延焼の媒体とならず、かつ、消防活動上支障とならない矮性の草本類及び高さが概ね 50 センチメートル以下の樹木であること。また、延焼防止上有効な葉に多くの水分を含み、かつ、冬季においてもその効果が期待できる常緑の植物 (草本類については、植替え等を適切に行い絶えず延焼媒体とならない管理等を行う場合にあっては、常緑以外のものとする事ができる。) であること。なお、防油堤内の植栽は矮性の常緑草に限るものであること。

イ 植栽する範囲は、次の各条件を満足するものであること。

(ア) 貯蔵、取扱い等の作業の障害とならない範囲であること

(イ) 消防隊の進入、消火活動等に必要な空間が確保されること

(ウ) 消防水利からの取水等の障害とならないこと

(エ) 防災用の標識等の視覚障害とならないこと

(オ) 危険物施設の維持管理上支障とならないこと

(カ) その他、事業所の形態等を考慮し火災予防上、延焼防止上及び消防活動上支障とならないこと

ウ 維持管理

植栽した植物が、枯れて延焼媒体にならないよう、また、成長により上記 2 の条件を満足しないこととならないよう適正な維持管理が行われるものであること。また、常緑の植物であっても落葉するものであることから、常に延焼媒体となる落ち

葉等の除去が行われるとともに、植替えを必要とする草本類等はこれが適切に実施されるものであること。

エ 事業所の形態の変更等により状況が大幅に変更される場合等にあつては、随時確認を行うこと。

延焼防止上有効な植物の例

草木の区分	植物名	
樹木	マサキ、ジンチョウゲ、ナワシログミ、マルバシャリンバイ、チャ、マンリョウ、アオキ、サツキ、ヒサカキ、トベラ、イヌツゲ、クチナシ、キャラボア、トキワサンザシ、ヒイラギナンテン、ツツジ類、ヤブコウジ等	
草本類 (矮性に限る)	常緑草	常緑の芝（ケンタッキーブルーグラスフリーダム等）、ペチュニア、（ホワイト）クローバー、アオイゴケ等
	非常緑草	芝、レンゲ草

注) 樹木は、高さが概ね 50 センチメートル以下に維持管理できるものに限る。